

政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

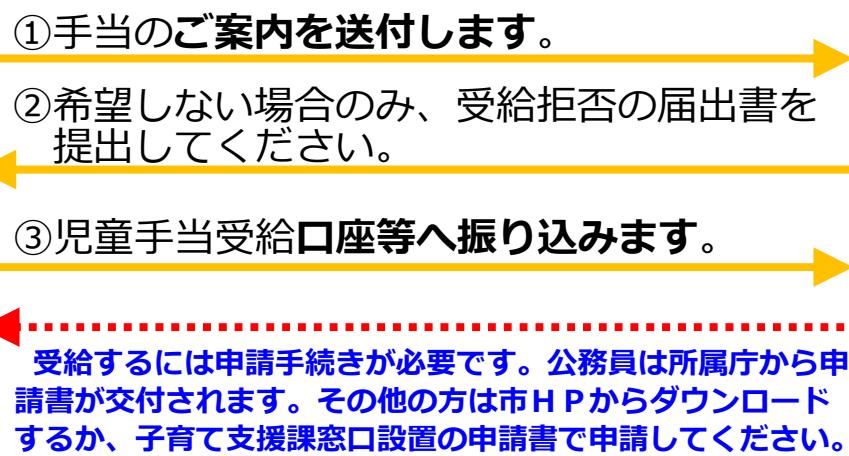
対象児童 1人につき 2万円を 1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

令和7年9月分の児童手当を旭市から受給している方は、原則、**申請不要**です。

なお、受給を希望しない場合は、市ホームページから届出書をダウンロードし、2月16日(月)までに子育て支援課へ提出してください。

公務員など、裏面の「6」に該当する方は、**申請手続きが必要**です。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。**基準日は、令和7年9月30日です。**

(1) 令和7年9月分（※）の児童手当の支給対象児童

（※令和7年9月に出生した新生児については10月分）

(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日に出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（1）の**児童手当受給者**、または上記（2）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童 1人につき **2万円**（1回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

旭市では、申請不要の方には、3月上旬に支給予定です。

なお、申請手続きが必要な方については、申請日により支給日が異なります。申請後に届く決定通知書をご確認ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

- (1) 旭市の児童手当受給者……原則、児童手当受給口座に振り込みます。
注) 口座の解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、変更する場合は、令和8年2月16日までに必ず下記の窓口で手続きをしてください。
- (2) 申請を行う保護者（「6」の対象者）……申請書で指定した口座に振り込みます。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次の方は原則、申請が必要ですので、受付期間中に申請手続きをしてください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者
注) 令和8年1月末日までに、旭市の児童手当の認定手続きをした場合は申請不要です。
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員
- ・10月1日以降に離婚(離婚調停中等も含む)により児童手当の申請が必要になった保護者
注) 本手当を当該受給者から受け取っている（受け取る）場合や、本手当が既にこどものために使われている場合は、受給できません。

7. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当を受給することができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。も

～公務員の方へ～

所属庁から、児童手当の受給状況を証明した申請書が交付されますので、令和7年9月30日時点に住民登録していた市町村で申請手続きをしてください。
(令和7年10月以降に出生した児童については、児童手当の支給認定がされた時点)
※受付期間や手続き方法は市町村により異なりますので、HP等で確認してください。

旭市の申請受付期間 令和8年2月2日(月)から3月31日(火)まで
(令和8年3月の出生児童等は、令和8年4月30日(木)まで)

お問い合わせ先（旭市役所）

「物価高対応子育て応援手当」
専用窓口：0479-74-3361
子育て支援課：0479-62-8012
(受付時間：平日9:00～17:00)

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：0120-252-071
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに旭市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに旭市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。